

被災者の医療費窓口負担免除の概要

1. 免除・猶予対象者

災害救助法の適用市町村に住所を有するア又はイのいずれかの方で、令和元年台風第19号により、①～⑤に該当し、その旨を医療機関の窓口で申し立てをした者。

ア 後期高齢者医療広域連合又は協会けんぽに加入されている方

イ 下記ホームページに掲げる市区町村の国保加入者又は、下記ホームページ（URL又はバーコード）に掲げる健保組合、国保組合に加入されている方

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000558840.pdf>



- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨 ※罹災証明書の提示は必要なく窓口での口頭申請で可
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2. 免除・猶予対象期間

10月12日以降2020年1月末までの期間における診療、調剤及び訪問看護

3. 窓口での取り扱いと保険請求

対象者さんは、窓口負担の徴収なしで診療を行い、医療機関は10割を保険請求する。

※入院時食事療養費及び入院時生活療養費については免除・猶予されない。標準負担額の支払いを受ける。

4. 介護保険の利用料も、上記に準じる